

認知症高齢者等の支援に係る庄原警察署と庄原市の相互連携
に関する協定書

庄原警察署(以下「甲」という。)と庄原市(以下「乙」という。)は、次のとおり認知症又はその疑いがある人及びその家族(以下「認知症高齢者等」という。)の支援に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、認知症高齢者等への適切な支援、交通事故の被害・加害の未然防止、犯罪被害の発生予防及び行方不明時の迅速な対応等において、甲及び乙が相互に連携協力し、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、相互に連携協力し、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 認知症高齢者等の支援施策における連携及び連絡体制の構築
- (2) 支援を要する認知症高齢者等に関する情報の共有
- (3) 認知症高齢者等の支援に資する啓発活動や研修等への資料提供及び講師派遣
- (4) その他、甲及び乙が本協定の目的を達成するために必要と認める活動

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に取り組むに当たり、定期的な協議の場を設けるものとし、連携事項の実施及び詳細は、当該協議の場で決定するとともに、関係法令等に従って運用するものとする。

3 本協定は、甲及び乙それぞれの業務を制約するものではなく、また、特別な義務や権利を生じさせるものではないことを確認するものとする。

(費用負担)

第3条 本協定に基づく連携事項の実施に必要な経費は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

(連携の窓口)

第4条 本協定に基づく連携の窓口は、甲にあっては庄原警察署担当課、乙にあっては庄原市生活福祉部高齢者福祉課に置くものとする。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和3(2021)年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間の満了の日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とするものとする。

(留意事項)

第7条 本協定に基づく連携事項の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 第2条第1項第2号に掲げる認知症高齢者等に関する情報の共有は、当該認知症高齢者等の同意に基づいて行い、甲及び乙は本協定の目的達成に資する場合に限り、相手方から得た情報を利用すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)及び庄原市個人情報保護条例(平成17年庄原市条例第16号)を遵守し、プライバシーの保護に配慮すること。

(疑義等に関する決定)

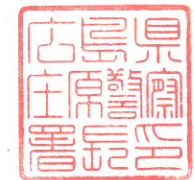
第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2(2020)年3月10日

甲 庄原警察署長

山田博貴



乙 庄原市長

木山耕三

